

2021年度（2020年度実施）音楽学部一般選抜試験における
民間英語資格・検定試験の活用についての補足説明

新聞等による報道のとおり、2017年11月10日付で国立大学協会により「平成32年度[2020年度]以降の国立大学の入学者選抜制度——国立大学の基本方針」が発表され、民間英語資格・検定試験の活用について基本的な方向性が示されました。その後、文部科学省および国立大学協会から本件に関係して複数の追加発表があり、他方、複数の国立・私立大学から方針表明がなされてきたほか、新制度における公平性・公正性等に関わる様々な問題が指摘されています。これらを受け、本学音楽学部では民間英語資格・検定試験の活用について検討を行って参りました。とりわけ、国立唯一の芸術系大学としての本学の教育のあるべき姿および本学音楽学部アドミッション・ポリシーとの整合性について慎重に考察・検討を進めました。その結果、以下のとおりの方針決定いたしましたのでここに公表いたします。

1) 民間英語資格・検定試験のスコア提出について

一般選抜において大学入学共通テスト（「新センターテスト」）との併用が予定されている民間英語資格・検定試験の活用について、本学音楽学部では出願者に当該民間試験のスコア提出を義務付けない。ただし、民間英語資格・検定試験の活用による、大学入試センター試験の「英語」の成績の「みなし満点」制度は継続して実施し、英語の優れた総合的能力を積極的に判定する。同制度が定める基準に満たないスコアの提出は不要とする。

2) 「4技能」習得を示す資料について

本学音楽学部入学者選抜においては、全出願者に対し、「高等学校学習指導要領」が示す「4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）」の育成を意図した科目編成に基づく高等学校英語教科をしかるべく履修した旨を示す資料の提出を求める。この資料には、従来より本学音楽学部出願書類の一部である、現行の「調査書」を充てる（新たに記載を求める事項はない）。この資料をもって本学音楽学部への出願者が、本学音楽学部が出願者に求める「総合的かつ基礎的な英語力」（以下に説明）を習得していると判断する。

3) 本学音楽学部の外国語カリキュラムについて

唯一の芸術系国立大学である本学音楽学部において、「4技能」のひとつとしての「話す技能」は一義的な意味を持ちえない。専攻や研究領域によってその目的や学び方は多種多様であり、よって、本学音楽学部では、英語を含む複数の外国語について、学生それぞれの専攻やキャリア構想に則った外国語教育を設計している。例えば、研究系の学科である本学音楽学部楽理科では、より専門的な書物を批判的に読み、それについての意見を述べる際に必要な知識や語彙を育成するための外国語科目を設定している一方で、実技系の学生に対しては、国外でのオーディション、演奏会出演、エージェントとの交渉の際等に必要とされる外国語の習得に向けた科目が履修できるよう、カリキュラムを構築している。よって、上でいう本学音楽学部が出願者に求める「総合的かつ基礎的な英

語力」とは、そうした専攻ごとのニーズに則って設計された外国語科目をしかるべく履修するために必要な基礎的英語力を指すものである。

4) アドミッション・ポリシーとの整合性について

本学音楽学部のアドミッション・ポリシーにもあるように、本学音楽学部は「従来の枠を超えた音楽芸術の創造を目指し、研究に対し創造性と批評性を併せ持った人材を選抜するために（中略）多様な評価方法による選抜を行」うことを明示している。これは、ヘレニズム時代以降、各地域の文化的・宗教的・社会的・知的状況やそこから生まれる要請により、極めて多種多様な様相を維持しつつ発展してきた音楽芸術に独創的、批判的かつ柔軟に向き合うことのできるアーティスト、研究者を育成したいという、本学音楽学部の基本的見解を反映したものである。本方針は、そうしたアドミッション・ポリシーの趣旨に沿うものである。

上記は、2021年度より導入が予定されている国立大学の入学者選抜制度の変更についての本学音楽学部の決定ですが、追加の対応等が決定次第、本サイトにて適宜発表いたします。この先も本学卒業生が国内外において真にグローバルな見識をもったアーティスト、研究者として活躍するための教育の拡充に向け、鋭意検討を行っていくつもりです。